

熊本県土地家屋調査士会 会則施行規則

昭和33年6月1日制定
昭和43年5月25日改定
昭和60年4月1日改定
昭和61年8月1日改定
平成15年8月1日改定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、熊本県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第 118 条の規定に基づき会則の施行に必要な事項を定める。

第 2 章 入 会

(入 会 届)

第 2 条 会則第 6 条により入会しようとする者は別に定める入会手続要領により関係書類を提出しなければならない。

(入会金の取扱い)

第 3 条 入会金は、入会届の提出と同時に全納しなければならない。但し、再入会の場合は会則の規定にかかわらず半額とする。

(会費の免除期間)

第 4 条 会則第 83 条の会費の免除期間は、承認の月より 1 ヶ年を限度とする。

第 3 章 登 録 事 務

(登 録)

第 5 条 会則第 8 条に定める登録事務の手続は、土地家屋調査士登録事務取扱規則によるものとし、本会を経由して、連合会に提出するものとする。

(変更の届出)

第 6 条 会則第 12 条の登録事項の変更届出は事項の発生した日から 2 週間以内に本会を経由して届出書を別に定める手数料を添えて連合会に提出しなければならない。

(届出書類の経由)

第 7 条 会員は、法又は会則に基づき、書面を提出するときは、所属支部を経由しなければならない。

但し、会則第 6 条の規定による入会届及び第 98 条の年計報告を提出するときは、この限りではない。

(届出様式)

第 7 条の 2 法施行規則及び会則による諸届の様式・規格・仕様に関するものは、別紙附録様式による。

第 4 章 理事及び理事会

(理 事 会)

第 8 条 理事会の議決事項は次の事項である。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 総会に附議すべき事項
- (4) 支部長会に附議すべき事項
- (5) 支部長会の決議により審議を請求された事項
- (6) 規則の制定及び改廃
- (7) 会長から附議付託された事項
 - ① 予算外支出に関する事項
 - ② 会費の延納、減額又は免除に関する事項
 - ③ 会員の表彰、弔慰に関する事項
 - ④ 顧問、相談役及び参与に関する事項
 - ⑤ 理事の業務の分掌に関する事項
 - ⑥ その他
- (8) 日調連代議員の選出
- (9) 支部区域の決定
- (10) 前各号に掲げるもののほか、会の業務の執行に関する事項

(常任理事)

第 9 条 会則第28条の理事の内より、常任理事若干名を置く。

第 10 条 理事会は、一般の理事会と常任理事会の二種とし、必要に応じ会長がこれを招集する。

(理事会への欠席)

第 11 条 理事会に出席出来ない時は、その事由を会長に届出なければならない。

第 5 章 会 員 総 会

(総会の招集の特例)

第 12 条 会則第41条第1項第2号の規定により会員から総会の招集を請求した時は、請求者は代表1名及び副代表2名を会長に届出なければならない。

- 2 会則第41条第22項の場合（支部長会議の議決による場合を除く。）前項の代表者が総会招集者となる。

(総会の進行)

第 13 条 総会の進行にあたっては、先ず副会長又は理事のうちより仮議長を定め、直ちに議長（副議長の必要あるときはこれも含む）の選任に移り、議長が就任したならば、仮議長はその任を解かれる。

ついで議長は、就任宣言の後、議事日程に従って議事を進めなければならない。

第 6 章 業務分掌

(事務担当者)

第 14 条 会則第55条第2項の規定による各部に部長1名を置き、その部長は各部担当理事の互選により定め、会長がこれを委嘱する。

但し、各部担当の理事は副会長をその部長に選任することを妨げない。

(有給職員の任免)

第 15 条 会則第57条の有給職員の任免は、会長が理事会の同意を得て之をなす。其の給与等に関しても同様とする。

但し、任免については急を要する場合は専決処分を為すことができる。

第 7 章 附 則

(従前の規定の廃止)

第 16 条 昭和61年8月1日より発効の熊本県土地家屋調査士会会則施行規定は、この規定施行の日をもって廃止する。

この規則は、平成15年8月1日より効力を生ずる。

登録事項に関する事務費規程

- 1 登録事項の変更の届出については、連合会会則で定める手数料のほか、届出の都度、事務費として 1,000 円を本会に納付するものとする。
- 2 登録事項に関して諸証明を請求する場合は、前項に準ずる。